

BCP（業務継続計画） 合同会社WISTERIA

（はじめに）

本業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）は、合同会社WISTERIAが運営する事業所（以下、事業所）において、自然災害、感染症、ライフライン障害などの緊急事態が発生した際に、利用者の安全を確保しながら、可能な限り継続的な支援を提供することを目的として策定します。

児童福祉施設においては、利用者の安全と生活の継続性を確保することが最優先されます。特に、放課後等デイサービスは、障害のある児童の生活を支える重要な役割を果たしており、緊急時における適切な対応が求められます。本計画では、発生し得るリスクを洗い出し、それぞれの事象に応じた具体的な対応方法を示します。

本BCPは、職員全員が理解し、適切に運用することが求められる。定期的に見直しを行い、状況に応じた改定を行うことで、より実効性の高い計画として維持します。

第1章 総則

● BCPの目的と基本方針

（1）本計画の目的

- ・緊急事態発生時においても、利用者の安全を最優先に確保する。
- ・可能な限り支援を継続し、利用者の生活を維持する。
- ・被害を最小限に抑えるための迅速かつ的確な対応を確立する。
- ・職員の役割を明確にし、混乱を防ぐ。

（2）基本方針

- ・職員全員がBCPを理解し、適切に実践する。
- ・リスクに応じた柔軟な対応を可能とする。
- ・関係機関（自治体・医療機関・保護者）との連携を強化する。
- ・定期的な訓練と見直しを行い、実効性を高める。

● 適用範囲

（1）適用対象

- ・本計画は、合同会社 WISTERIA が運営する放課後等デイサービス事業所の全職員、および利用者（児童）に適用される。
- ・施設内外で発生する緊急事態に対応し、支援の継続を図る。

（2）適用範囲の定義

- ・地震、水害、大雪、火災などの自然災害。
- ・停電、通信障害などのライフライン障害。
- ・新型感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ等）。
- ・その他、施設の運営を著しく阻害する事態。

● BCP の見直しと更新頻度

（1）定期的な見直し

- ・本 BCP は、最低でも年 1 回、管理者を中心に見直しを行い、必要に応じて改定する。
- ・災害発生後や訓練実施後に、実効性を評価し、改善策を取り入れる。

（2）更新の手順

- ・見直し後は、職員全員に周知し、必要に応じて研修を実施する。
- ・変更内容は文書化し、関係者へ速やかに共有する。

第 2 章 業務継続の基本方針

本章では、緊急事態発生時においても、可能な限り支援を継続し、利用者の安全と生活の維持を図るための基本方針を定める。

● 支援継続の原則

（1）利用者の安全確保を最優先とする

- ・緊急時は、利用者および職員の安全を最優先に考え、適切な対応を実施する。
- ・避難や安全確保が必要な場合は、計画に基づいて迅速に行動する。

（2）最低限維持すべき業務の明確化

- ・緊急時でも継続が求められる業務（例：利用者の基本的な生活支援）を明確にし、優先順位を設定する。
- ・必要最低限の支援内容を決定し、可能な範囲で提供を継続する。

(3) 代替手段の確保

- ・施設の使用が困難な場合に備え、代替支援方法（別施設の利用、職員の在宅支援、オンライン対応など）を検討する。
- ・職員体制を柔軟に変更し、限られたリソースで対応できる仕組みを整備する。

● 役割と責任の明確化

(1) 管理者の役割

- ・BCP 発動時の対応を指揮し、適切な判断を下す。
- ・関係機関（自治体、保護者、医療機関など）との連携を強化し、情報共有を行う。

(2) 職員の役割

- ・個々の職員は、緊急時の役割を理解し、速やかに対応できるよう準備を行う。
- ・利用者の安全確認および支援継続のための行動を徹底する。

(3) 外部関係機関との協力

- ・自治体、医療機関、福祉機関、警察・消防などと緊急時の対応手順を共有する。
- ・事前に連携を強化し、緊急時にスムーズな対応が可能となる体制を構築する。

本章で定めた基本方針を徹底し、緊急時においても利用者が安心して過ごせる環境を維持することを目指す。

第3章 自然災害発生時の対応

本章では、地震・水害・大雪などの自然災害発生時において、利用者および職員の安全確保と、事業継続のための具体的な対応を定める。

● 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

- ・耐震補強の確認や点検を定期的実施し、建物の安全性を確保する。
- ・施設の避難経路を明確にし、避難訓練を定期的実施する。
- ・非常口や防災設備（消火器、緊急用ライト、非常ベル等）の機能点検を定期的実施する。

(2) ライフライン停止時の対策

- ・停電時に備え、非常用発電機や蓄電池を準備し、定期的動作確認を行う。

- ・断水時に備え、飲料水・生活水の備蓄を行い、必要な給水手段を確保する。
- ・通信障害発生時の連絡手段として、無線機や衛星電話などを備える。

(3) 必要品の備蓄

- ・非常食、飲料水、医薬品、防寒具などを一定量備蓄し、定期的に更新する。
- ・簡易トイレや衛生用品（マスク、消毒液等）を確保し、緊急時に対応できるようにする。

● 地震発生時の対応

(1) 発生直後の対応

- ・「まず身を守る」行動を徹底し、頭を保護し、机の下や壁際などの安全な場所に身を隠す。
- ・建物の揺れが収まるまでは移動を控え、落下物や倒壊の危険性がある場所から離れる。
- ・火災発生の可能性がある場合、電気・ガスの供給を速やかに停止する。

(2) 利用者の安全確認と避難

- ・揺れが収まった後、利用者の点呼・安否確認を行い、負傷者の有無を確認する。
- ・施設の安全が確認できない場合、事前に指定された避難所または安全な屋外に移動する。
- ・避難時は、利用者の特性に応じた介助を行い、階段や避難経路の安全を確保する。
- ・避難完了後、消防、自治体、保護者へ速やかに状況を報告する。

(3) 余震・二次災害への備え

- ・余震に備え、落下物のある場所や建物の危険な箇所を避ける。
- ・水道・ガスの漏れを確認し、異常がある場合は関係機関に報告する。
- ・安否確認後、職員間で役割分担を行い、必要な対応を継続する。

● 水害発生時の対応

(1) 警報・注意報発令時の対応

- ・気象庁や自治体の防災情報を定期的に確認し、避難指示が発令された場合は直ちに対応する。
- ・浸水の危険性がある場合、事前に施設内の重要設備や備品を高所へ移動させる。
- ・必要に応じて、移動手段（車両、避難経路）を確保し、避難準備を進める。

(2) 浸水時の緊急対応

- ・施設が浸水しそうな場合は、利用者の安全を最優先とし、事前に定めた避難場所へ速やかに移動する。
- ・停電や断水に備え、懐中電灯・非常用電源・飲料水・非常食を確保する。
- ・水位が急激に上昇する可能性がある場合、高所に避難するなど迅速な判断を行う。

(3) 水害後の対応

- ・浸水被害があった場合、施設の安全を確認し、消毒・復旧作業を実施する。
- ・被害状況を自治体・関係機関に報告し、支援を要請する。

● 大雪発生時の対応

(1) 事前準備と気象情報の確認

- ・気象庁の大雪警報を確認し、利用者の送迎計画を事前に見直す。
- ・積雪による交通障害を考慮し、職員の勤務体制を柔軟に調整する。
- ・必要に応じて、利用者の滞在時間延長を保護者と調整する。

(2) 施設での対応

- ・暖房設備の維持・点検を行い、追加の防寒具や毛布を事前に準備する。
- ・施設の入口や避難経路の雪かきを実施し、通行の安全を確保する。
- ・積雪や凍結による転倒事故を防ぐため、滑り止めマットや塩化カルシウムを活用する。

(3) 送迎困難時の対応

- ・送迎が困難な場合、利用者の滞在時間を調整し、安全な時間帯での帰宅を検討する。
- ・長時間の滞在が必要となる場合、職員体制を再調整し、食事や休憩スペースを確保する。
- ・保護者との連絡を密にし、送迎計画を共有する。

● 他施設及び地域との連携

(1) 他施設との協力体制

- ・近隣の福祉施設や避難所と事前に協議し、緊急時に協力し合える体制を構築する。
- ・避難先が確保できない場合に備え、他施設との受け入れ調整を行う。

(2) 自治体・地域住民との連携

- ・自治体の防災計画に基づき、地域の防災訓練へ参加し、情報共有を行う。
- ・地域の自主防災組織と連携し、災害発生時の支援体制を確立する。

本章で定めた対応を徹底し、自然災害発生時においても利用者の安全と事業継続を確保する。

第4章 ライフライン障害時の対応

本章では、停電・通信障害などのライフライン障害が発生した際に、利用者の安全確保と、最低限の業務継続を図るための具体的な対応を定める。

● 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

- ・非常用電源（発電機、ポータブルバッテリー）の点検を定期的実施し、常時使用できる状態を維持する。
- ・電気・水道・通信設備の緊急遮断手順を明確にし、職員が適切に対応できるように研修を行う。
- ・災害時に備え、建物内の安全対策（耐震補強、漏電防止策、配線管理など）を定期的に見直す。

(2) ライフライン停止時の対策

- ・停電時に備え、非常用電源を確保し、医療機器使用者向けの対応を検討する。
- ・断水時に備え、飲料水・生活水の備蓄を行い、必要に応じて外部の給水支援を受ける体制を整える。
- ・通信障害に備え、無線通信機器や多様な通信手段を準備し、緊急時に対応できる環境を構築する。

(3) 必要品の備蓄

- ・懐中電灯、LED ランタン、モバイルバッテリー、防寒・暑さ対策グッズなどを備蓄する。
- ・非常食、医薬品、簡易トイレ、衛生用品（消毒液、マスク等）を確保し、定期的に更新する。

● 停電発生時の対応

(1) 発生直後の対応

- ・非常用電源（ポータブルバッテリー、発電機）の稼働を確認し、最低限の電力を確保する。
- ・懐中電灯やLED ランタンを活用し、視界を確保する。

- ・冷暖房機器が停止した場合、利用者の体調管理を徹底し、防寒・熱中症対策を行う。
- ・エレベーターが停止した場合、移動が困難な利用者の安全を確保し、手動での避難計画を実施する。

(2) 長時間停電時の対応

- ・電力会社の復旧見込みを確認し、復旧が長時間に及ぶ場合は利用者の安全な帰宅を保護者と協議する。
- ・冷蔵・冷凍が必要な食材の保存方法を見直し、非常食の配布を検討する。
- ・水道ポンプが停止した場合は、非常用の飲料水を配布し、節水を呼びかける。
- ・夜間停電の場合、LED ランタンや手動発電装置を活用し、安全な照明を確保する。
- ・医療機器を使用する利用者がある場合、代替電源の確保や医療機関との連携を強化する。

(3) 復旧後の対応

- ・電気設備の異常がないか確認し、安全が確保された後に通常業務を再開する。
- ・冷蔵・冷凍食品の品質を確認し、衛生管理を徹底する。
- ・職員間で対応の振り返りを行い、今後の改善点を共有する。

● 通信障害発生時の対応

(1) 代替手段の確保

- ・固定電話、携帯電話、公衆電話、IP 無線機など、複数の通信手段を確保し、状況に応じて活用する。
- ・インターネットが利用できない場合、FAX や直接訪問などで関係機関との連絡を行う。
- ・スマートフォンのテザリング機能や、複数の通信キャリアの回線を確保し、緊急時の通信を維持する。

(2) 緊急連絡網の活用

- ・職員間で緊急時の連絡網を確認し、情報共有の体制を確保する。
- ・家族への連絡手段を再確認し、必要に応じて一斉連絡を行う。
- ・自治体や関係機関と、非常時の連絡方法を事前に協議し、スムーズな情報共有体制を構築する。

(3) 復旧後の対応

- ・通信障害の原因を特定し、再発防止策を検討する。

- ・職員間で情報共有し、今後の対応を改善する。
 - ・災害時の通信手段の有効性を評価し、必要に応じて追加設備を導入する。
- 他施設及び地域との連携

(1) 他施設との協力体制

- ・近隣の福祉施設や避難所と事前に協議し、緊急時に協力し合える体制を構築する。
- ・停電や通信障害時に、他施設との相互支援が可能な仕組みを確立する。

(2) 自治体・地域住民との連携

- ・自治体と定期的に防災対策について協議し、支援を受けられる体制を整える。
- ・地域の自主防災組織と連携し、非常時の助け合いができる関係を構築する。

本章で定めた対応を徹底し、ライフライン障害発生時においても利用者の安全と事業継続を確保する。

第5章 火災発生時の対応

本章では、施設内外で火災が発生した際の初動対応、安全確保、避難行動、再発防止策について詳細に定める。

● 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

- ・防火設備（消火器、火災報知器、スプリンクラー等）の定期点検を実施し、正常に機能する状態を維持する。
- ・非常口の動線を常に確保し、避難経路の障害物を撤去する。
- ・電気配線の劣化や火災リスクを定期的に点検し、修繕を行う。

(2) ライフライン停止時の対策

- ・火災により電気・水道が停止した場合、非常用電源や備蓄水を活用できる体制を整備する。
- ・電気・水道の復旧見込みを確認し、長期化する場合の対応を策定する。

(3) 必要品の備蓄

- ・避難時に必要な毛布、飲料水、非常食、簡易トイレを一定量備蓄し、定期的に更新する。
- ・煙避難用のマスク、懐中電灯、非常用ホイッスルを各所に設置する。

● 火災発生時の初動対応

(1) 発見時の対応

- ・「火事だ！」と大声で周囲に知らせ、職員間で即座に情報共有を行う。
- ・消火器を使用し、可能な限り初期消火を試みる。
- ・火元が広がる危険性がある場合は、速やかに 119 番通報を行う。

(2) 通報・連絡体制

- ・119 番通報の際、「施設名・住所・火災の状況・負傷者の有無」を正確に伝える。
- ・職員は役割を分担し、一人が消火対応、別の職員が利用者の安全確保を行う。
- ・施設長または管理者が関係機関（自治体・消防・警察・保護者）に状況を報告する。

● 避難行動

(1) 利用者の避難誘導

- ・煙が充満している場合、ハンカチやタオルで口と鼻を覆い、低姿勢で避難させる。
- ・利用者の特性に応じた避難経路を事前に想定し、速やかに安全な場所へ誘導する。
- ・エレベーターは使用せず、階段を活用する。
- ・点呼を行い、全員の避難完了を確認する。

(2) 安全確認後の対応

- ・避難完了後、職員間で負傷者の有無を確認し、必要に応じて救急対応を実施する。
- ・消防や関係機関に報告し、指示を仰ぐ。

● 火災後の対応

(1) 建物・設備の安全確認

- ・消防の指示に従い、施設の安全確認を実施する。
- ・使用不可の区域を明確にし、必要に応じて復旧作業を進める。

(2) 関係機関との連携

- ・保護者に状況を報告し、必要な対応について協議する。
- ・行政・自治体へ火災発生への報告を行い、再発防止策を共有する。

● 火災防止対策

(1) 日常の防火管理

- ・消火器、火災報知器の定期点検を実施し、適切に維持管理する。
- ・調理機器、暖房器具の使用時は必ず監視し、不使用時は電源を切る。
- ・電気配線の定期点検を行い、過負荷や劣化の兆候がないか確認する。

(2) 職員の防火訓練の実施

- ・年2回以上の避難訓練を実施し、職員・利用者ともに避難手順を徹底する。
- ・消火器の使用方法を職員に指導し、実際に操作する訓練を行う。
- ・火災発生時の役割分担を決め、実際のシナリオを想定した訓練を実施する。

● 緊急時の対応

(1) 業務継続計画発動基準

- ・火災の被害状況に応じて業務継続の可否を判断し、施設の運営を一時中断するかどうかを決定する。
- ・避難が必要な場合、事前に策定した緊急時対応計画に従って行動する。

(2) 対応体制

- ・施設長または管理責任者が指揮を執り、各職員に役割を割り振る。
- ・避難後も職員間で情報共有を行い、安全確保を優先して対応する。

● 他施設及び地域との連携

(1) 他施設との協力体制

- ・近隣の福祉施設や避難所と協議し、緊急時に相互支援が可能な体制を構築する。
- ・利用者が安全に過ごせる避難場所を確保し、必要に応じて協力要請を行う。

(2) 自治体・地域住民との連携

- ・自治体の防災計画に基づき、地域の防災訓練に参加し、情報共有を行う。
- ・地域の自主防災組織と連携し、火災発生時の協力体制を確立する。

本章で定めた対応を徹底し、火災発生時においても利用者の安全を最優先に確保する。

第6章 感染症発生時の対応

本章では、新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症発生時における対応を定め、利用者と職員の安全を確保し、感染拡大を最小限に抑えることを目的とする。

● 平時からの備え

(1) 体制構築・整備

- ・感染症発生時の対応マニュアルを整備し、全職員が理解し適切に対応できるよう研修を実施する。
- ・感染症対応責任者を配置し、平時からの準備と緊急時の指揮を担う体制を構築する。
- ・保健所、医療機関、自治体との連携体制を確立し、緊急時に迅速な対応ができるよう事前に協議を行う。

(2) 感染症防止に向けた取り組み

- ・手洗い、うがい、手指消毒の習慣化を促し、利用者・職員ともに徹底する。
- ・施設内の定期的な消毒を実施し、共用スペース（ドアノブ、テーブル、トイレ等）の清掃を強化する。
- ・室内の換気を徹底し、常時または1時間ごとに換気を行う。
- ・定期的に職員の健康診断を実施し、感染症リスクの早期発見を図る。

(3) 備蓄品の確保

- ・消毒液、マスク、手袋、防護服、非接触型体温計などの感染症対策用品を十分に備蓄する。
- ・発熱者隔離用の簡易ベッド、パーティション、アルコール消毒液、ゴミ袋などの緊急用品を確保する。
- ・職員・利用者向けの感染症予防に関する資料やポスターを準備し、施設内に掲示する。

● 感染症発生時の基本対応

(1) 初動対応

- ・職員が利用者および自身の健康状態を毎日確認し、発熱・咳・倦怠感などの症状がある場合は速やかに報告する。
- ・体調不良の利用者がいる場合、別室にて隔離し、保護者へ速やかに連絡する。
- ・職員が体調不良の場合、無理に勤務せず、速やかに医療機関を受診する。
- ・感染が疑われる場合、保健所へ連絡し、指示を仰ぐ。

● 感染拡大防止体制の確立

(1) 保健所との連携

- ・感染症発生時には速やかに保健所へ報告し、感染拡大防止のための指示を受ける。
- ・検査や診断の結果を踏まえ、施設運営の継続または一時停止について保健所と協議する。

(2) 濃厚接触者への対応

- ・感染者との接触が疑われる職員および利用者を特定し、必要に応じて検査を受けるよう促す。
- ・濃厚接触者は自宅待機を基本とし、症状の有無を観察する。
- ・自宅待機期間中も適宜連絡を取り、体調変化の有無を確認する。

(3) 関係者との情報共有

- ・感染状況を正確に伝え、不要な混乱を防ぐために、保護者・職員へ定期的に情報を提供する。
- ・保護者には家庭内での感染防止策について注意喚起を行い、具体的な予防策を案内する。

● 集団感染発生時の対応

(1) クラスタ発生時の対策

- ・複数の感染者が発生した場合、速やかに自治体・保健所に報告し、指示を仰ぐ。
- ・施設の一時閉鎖を検討し、利用者・保護者・関係機関に周知する。
- ・感染源の特定を試み、今後の予防策を強化する。

● 施設の消毒・復旧対応

(1) 感染者が利用したエリアの消毒

- ・感染者が使用した部屋・トイレ・共用部分の徹底消毒を実施する。
- ・使用した備品・玩具・衣類は適切な方法で消毒または廃棄する。

(2) 営業再開の判断

- ・保健所の指示に従い、営業再開のタイミングを決定する。
- ・職員・利用者の健康状態を再確認し、安全が確保できる状態で業務を再開する。

● 事前の準備と訓練

(1) 感染症対応マニュアルの整備

- ・発生時の行動マニュアルを職員全員が理解し、適切に対応できるよう準備する。

(2) 職員研修の実施

- ・感染症対策に関する研修を年2回実施し、正しい知識と対応方法を身につける。

本章で定めた対応を徹底し、感染症発生時においても利用者の安全を最優先に確保する。

利用者の安全を最優先に確保する。

第7章 BCP 発動時の対応フロー

本章では、BCP（業務継続計画）を発動する際の判断基準、対応フロー、情報共有の手順について定め、緊急時に迅速かつ適切な対応が行えるようにする。

● BCP 発動の判断基準

(1) 発動のタイミング

- ・自然災害（地震・水害・大雪など）の発生により、施設の通常運営が困難な場合。
- ・ライフライン障害（停電・通信障害）が発生し、安全な運営が確保できない場合。
- ・火災や重大な事故が発生し、施設の使用が制限される場合。
- ・感染症の集団感染やパンデミック発生時に、施設の運営継続が危険と判断される場合。

(2) 発動の判断者

- ・施設長または管理責任者が、事態の深刻度を評価し、BCP 発動を決定する。
- ・必要に応じて自治体・関係機関の指示を仰ぎ、最適な対応を検討する。

● BCP 発動時の対応フロー

(1) 初動対応（発生直後）

- ・職員間で情報共有を行い、状況を正確に把握する。
- ・利用者の安全確保を最優先とし、必要に応じて避難や隔離措置を実施する。
- ・関係機関（消防・警察・自治体・保健所）への通報を行い、指示を仰ぐ。

(2) 安全確認と状況整理

- ・施設の被害状況を確認し、復旧の見込みを立てる。

- ・利用者の安否確認を行い、負傷者がいる場合は医療機関と連携する。
- ・職員間で役割分担を決定し、混乱を最小限に抑える。

(3) 業務継続のための対応

- ・事業の継続が困難な場合、利用者の保護者へ連絡し、一時的な利用休止や送迎を調整する。
- ・代替手段（他施設との協力・オンライン支援など）を検討し、可能な限り支援を継続する。
- ・必要な備品・食料・水などの確保を行い、ライフラインの復旧を待つ。

(4) 情報共有と報告

- ・保護者や関係機関に現状を報告し、対応方針を共有する。
- ・職員間で状況を記録し、今後の改善点を整理する。

(5) 復旧対応と業務再開

- ・復旧の見込みを踏まえ、通常業務再開のタイミングを決定する。
- ・再開前に施設の安全点検を行い、問題がないことを確認する。
- ・職員間で振り返りを行い、次回の対応改善策を検討する。

本章の対応フローに従い、BCP 発動時に迅速かつ適切な対応を実施し、利用者の安全と業務の継続を確保する。

第8章 BCP の運用と定期訓練

本章では、BCP（業務継続計画）が実効性を持つよう、運用の基本方針と定期的な訓練の実施方法について定める。

● BCP の運用方針

(1) 定期的な見直しと更新

- ・BCP は最低でも年1回、管理者を中心に見直しを行い、必要に応じて改定する。
- ・災害発生後や訓練実施後に、実効性を評価し、改善策を取り入れる。
- ・職員全員が最新のBCPの内容を理解し、適切に対応できるよう研修を実施する。

(2) 職員の役割の明確化

- ・職員一人ひとりがBCPに基づく自らの役割を認識し、緊急時に適切に行動できるようにする。

- ・新規採用職員には、入職時に BCP の研修を実施し、基本対応を習得させる。

● 定期訓練の実施

(1) 訓練の目的

- ・緊急時に備え、職員と利用者が適切に対応できるようにする。
- ・対応手順の確認を行い、実際の事象発生時に混乱を防ぐ。

(2) 訓練の種類

- ・避難訓練（年 2 回）
 - －地震・火災・水害を想定し、利用者を安全に避難させる訓練を実施する。
 - －避難経路の確認や点呼の徹底を行う。
- ・ライフライン障害対応訓練（年 1 回）
 - －停電・通信障害発生時の対応を確認し、非常用電源や通信手段の確保を実践する。
- ・感染症対策訓練（年 1 回）
 - －感染症発生時の利用者の隔離方法、消毒・清掃対応、情報共有の手順を確認する。

(3) 訓練後の振り返りと改善

- ・訓練終了後、職員間で振り返りを行い、問題点を共有する。
- ・訓練の結果を記録し、今後の対応の改善策を策定する。

本章で定めた運用方針と訓練を徹底し、BCP の実効性を維持し、緊急時の適切な対応を可能とする。

(おわりに)

本業務継続計画（BCP）は、事業の継続性を守るための指針として策定しています。

災害や緊急事態の発生は予測が困難であり、いかなる状況においても冷静かつ迅速な対応が求められます。本計画を職員全員が理解し、適切に運用することが、利用者の安全とサービスの質を維持するために不可欠です。

また、本 BCP は固定的なものではなく、環境の変化や新たなリスクを踏まえ、定期的に見直しを行いながら、実効性の向上を図る必要があります。職員一人ひとりが日々の業務の中で備えを意識し、継続的な改善を行うことで、より安全で安定した支援を実現できます。

本計画が、利用者・職員・保護者・関係機関の安心を確保し、万が一の事態においても適切な支援を提供できる体制を構築するための礎となることを期待します。

今後も職員全員がこのBCPを遵守し、実効性を高めていくことで、事業継続と利用者の安全・安心を確保していきましょう。